

万博を契機とした地域のものづくり魅力発信事業への参画企業募集要項

1 事業趣旨・目的

2025 年の大阪・関西万博（以下「万博」という。）は、世界中から多くの人やモノが集まることが予想され、大阪のものづくりの魅力を発信するまたとない機会です。

本事業は、万博会場内で開催される、大阪の魅力を国内外に発信するイベントである「自治体参加催事（(仮称) 大阪ウィーク。以下「大阪ウィーク」という。）」において、大阪市内に拠点をもち中小ものづくり企業とともに、大阪のものづくりの魅力や高い技術力を広く発信するものです。

本事業では、万博来場者に、ものづくりの楽しさやおもしろさといった魅力を知ってもらうことで、優秀な技能者や熟練技能者の認知度の向上や技能の継承、次世代を担う若手人材の確保など、地域経済の活性化につながることをめざしています。

本事業の実施にあたり、ものづくりの楽しさやおもしろさといった魅力が伝わる技術や優れた製品を有し、新たなチャレンジに意欲的で、本事業趣旨・目的に賛同し、本事業へ協力いただける市内中小ものづくり企業を募集します。

2 出展方針

本事業では、「ものづくり企業を知る・ものづくり企業の技術力を体感する・ものづくり企業とつながる」の3つのテーマのもと、来場者に「大阪のものづくりはすごい、おもしろい」ことを広く知ってもらうことをめざして、展示・催事を行います。

（想定される展示・催事の例）

- ・ 素材加工などものづくりの過程の体験や、ものづくりの楽しさが伝わる参加型の催事・ワークショップ
 - ・ ものづくりの過程がわかるような映像等の展示や実演
- ※ 本事業では、物販や飲食を伴う展示・催事はいりません。

なお、来場者に対して大阪のものづくりの魅力を効果的に発信できるよう、展示内容の企画・コーディネート、展示ブースの運営を担う事業者（以下、「受託事業者」という）を別途本市が選定します。

また、事業目的を達成するため、エントリーシートへの記載内容にかかわらず、本市及び受託事業者と参画企業が協議のうえ、具体的な展示・催事内容を作り上げるものとします。

出展概要については以下の通りです。

- (1) 出展時期 大阪ウィーク（秋期）会期中（令和7年9月5日（金）～17日

- (水))のうちの連続する3日間(設営・撤収を含みます)
- (2) 出展場所 万博会場内「ギャラリーWEST」 約 600 m²
 - (3) テーマ ものづくり企業を知る・ものづくり企業の技術力を体感する・ものづくり企業とつながる
 - (4) コンセプト ものづくりの楽しさや、大阪のものづくり企業の「すごい」技術、「おもしろい」魅力を発信

3 参画企業の募集

本事業にご協力いただける企業を以下の通り募集します。

(1) 参画資格等

以下の(ア)から(ケ)全てを満たす企業(個人事業主含む)が応募できます。
なお、複数の企業が共同して応募することも可能ですが、その場合は、参画する企業すべてが以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- (ア) 大阪市内に本社または事業所を置く中小製造事業者等(中小企業基本法第2条第1項に定める製造業分野の中小企業:資本金3億円以下、または、従業員数300人以下)であること
- (イ) 「ものづくり基盤技術振興基本法」(平成11年3月19日法律第2号)第2条第2項に規定する「ものづくり事業者」であること
- (ウ) 応募時において大阪市税の滞納がないこと
- (エ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (オ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと
- (カ) 応募書類の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと
- (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を府内において営んでいないこと
- (ク) 出展に向けての調整や展示物(映像含む)の制作協力が可能であること
- (ケ) 必要に応じて出展期間中に展示説明などの対応が可能であること

(2) 参加料

無料

- ※ 本市及び受託事業者との協議の結果、本事業の構成上必要なものと本市が判断し制作・実施することになった展示物や催事にかかる費用については、原則として本市が負担します。
- ※ 展示・催事内容に関する協議などの事前準備や催事当日の対応などにかかる人件費については、各企業でご負担ください。

(3) 募集企業数

20 社（団体）程度

4 応募方法

(1) 提出書類

【単独の企業が応募する場合】

(ア) エントリーシート（様式1）

(イ) エントリーシートの記載内容を補足説明する資料（任意：提出する場合は A4 サイズ 2 ページ以内）

※ 書面とは別に動画の提出も可能ですが、MP4 形式（画質：720p 程度若しくはそれ以下）とし、2 分以内のものに限ります。

(ウ) 定款や企業パンフレット等の会社概要が分かる資料

(エ) 直近 1 年分の大阪市税納税証明書（発行から 3 か月以内）

【複数の企業が共同で応募する場合】

複数の企業が共同で応募する場合は、代表となる 1 社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募書類を集約し、応募してください。

なお、「(ウ) 定款や企業パンフレット等の会社概要が分かる資料」、「(エ) 直近 1 年分の大阪市税納税証明書」は、応募団体を構成するすべての企業について必要です。

(ア) エントリーシート（様式1）

※ 「企業情報」及び「担当者情報」は代表企業のみご記入いただき、「企業 PR 項目」については、共同事業体としてご記入ください。

(イ) エントリーシートの記載内容を補足説明する資料（任意：提出する場合は A4 サイズ 2 ページ以内）

※ 書面とは別に動画の提出も可能ですが、MP4 形式（画質：720p 程度若しくはそれ以下）とし、2 分以内のものに限ります。

(ウ) 定款や企業パンフレット等の会社概要が分かる資料

(エ) 直近 1 年分の大阪市税納税証明書（発行から 3 か月以内）

(オ) 共同事業体届出書兼委任状（様式2）

※ 共同参画を希望するすべての企業について記載してください。

(2) 提出方法

「(1) 提出書類」に記載の提出書類を、電子メールで「7 応募書類提出・問い合わせ先」に送付してください。本市からの受信を確認した旨のメール返信をもって応募完了とします。

なお、電子メール送信時の件名は、「【応募】万博を契機とした地域のものづくり魅力発信事業への参画について」としてください。

「(1) 提出書類」に記載の提出書類(イ)のうち、動画を提出する場合は、電子メールまたはメディア(DVD-R等)にて提出してください。提出時は事前に「7 応募書類提出・問い合わせ先」までご連絡をお願いします。

(3) 提出期限

令和6年7月31日(水)午後5時(必着)

(4) 留意事項

(ア) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

(イ) 応募書類はお返ししません。また、必要に応じて「7 応募書類提出・問い合わせ先」の担当より電話等でお話をお伺いする場合もございます。

(ウ) 選考の結果、参画企業となった場合、エントリーシートに記載いただいた情報については、受託事業者と共有させていただきます。

(5) 質問について

本応募について質問がある場合は、様式3に記載のうえ、令和6年7月12日(金)午後5時(必着)までに、「7 応募書類提出・問い合わせ先」へ、電子メールで提出してください。訪問、電話など電子メール以外での質問は受け付けません。

提出の際は件名を「【質問】万博を契機とした地域のものづくり魅力発信事業への参画について」としてください。

いただいた質問に対する回答は、令和6年7月22日(月)を目途に大阪市経済戦略局ホームページで公開します。

5 その他

(1) 選考方法

参画企業の選考は書類審査とし、非公開で行います。

提出いただいた応募書類に基づき、「参画への意欲・熱意」、「技術力」、「来場者

の興味・関心への対応」の3つの視点について、有識者への意見聴取を行ったうえで、参画企業を決定します。

(2) 事業スケジュール

令和6年7月8日(月)	募集開始
令和6年7月12日(金)	質問受付期限
令和6年7月22日(月)	ホームページにて質問回答公開
令和6年7月31日(水)	応募書類提出期限
令和6年8月30日(金)	選定結果通知予定（応募企業に個別に通知します）
令和6年12月頃～	本市及び受託事業者と展示内容の検討開始
令和7年9月上旬	万博会場にて出展

6 選考対象からの除外・取り消しについて

次の項目に該当する場合は、選考後であっても参画企業の資格を取り消す場合があります。

- (1) 参画資格を満たさないことが判明したとき
- (2) 本事業の趣旨に沿わず、本市の指示に従わない場合
- (3) 本市の信用を著しく失墜させる行為をしたとき
- (4) 破産、会社更生、民事再生等の法的手続きを申し立てたとき
- (5) その他、参画が適切でないと本市が判断する事実が判明したとき

7 応募書類提出・問い合わせ先

担当：大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）0's（オズ）棟南館4階

電話：06-6615-3761（土・日・祝日と午後0時15分から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで）

E-mail：ga0006@city.osaka.lg.jp